

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（336））

2. 日時：令和2年6月18日15時30分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、角谷安全審査官、照井安全審査
官、中村原子力規制専門員※

技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

小城技術研究調査官、西村技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長他17名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、重大事故等対策の有効性評価に関して、格納容器フィルタベント系、残留熱代替除去系、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備、運転中の原子炉における炉心損傷防止対策、運転中の原子炉における格納容器破損防止対策のコメント回答について、6月16日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【格納容器フィルタベント系について】

- 格納容器フィルタベント系の排出経路における水素濃度の測定について、測定箇所と測定方法を選定した理由が明確となるよう整理して説明すること。

【水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備について】

- 温度成層化の検討について、燃料取替階とトーラス室に放出されるガスのエネルギーの違いを定量的に説明すること。
- 粒子状物質の粒子径の分布を、水素及び酸素の粒子径との比較を含め、整理して説明すること。
- 格納容器からの水素の漏えい箇所の選定について、評価対象箇所の位置を示すとともに、選定の判断根拠を整理して説明すること。
- H2PAR 試験における粒子状物質の粒子径の考慮について整理して説明すること。

【運転中の原子炉における格納容器破損防止対策】

- 主蒸気破断事故時の添付10の解析との条件整合に関し、主蒸気隔離弁が閉となる時間について、弁の閉開始又は閉完了の別を明確にして説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし